

資料編

資料目次

資料編

(総論)

- 資料 1-1 : 消費者委員会の権限規定について 16ページ
- 資料 1-2 : 第 6 次消費者委員会委員名簿 17ページ
- 資料 1-3 : 第 6 次消費者委員会審議体制 (令和 2 年 8 月末時点)
. 18ページ
- 資料 1-4 : 部会・専門調査会等委員名簿 19ページ
- 資料 1-5 : 第 6 次消費者委員会開催実績 25ページ

(基本計画関連)

- 資料 2-1-1 : 次期消費者基本計画案 (令和元年 1 2 月) 及び工程表策定
に向けての意見 27ページ
- 資料 2-1-2 : 消費者基本計画についての諮問及び答申 35ページ
- 資料 2-1-3 : 消費者基本計画工程表の素案 (令和 2 年 5 月) に
対する意見 37ページ
- 資料 2-1-4 : 「消費者基本計画工程表」の策定に係る意見聴取について
. 44ページ

(建議・提言・意見・報告書等関連)

- 資料 2-2-1 : 「悪質なお試し商法」に関する意見 46ページ
- 資料 2-2-2 : 2040 年頃の消費者行政が目指すべき姿とその実現に向
けた対応策等に関する意見～地方消費者行政専門調査会報
告書を受けて～ 53ページ
- 資料 2-2-3 : 国民生活安定緊急措置法施行令の一部改正についての
諮問及び答申 65ページ
- 資料 2-2-4 : 国民生活安定緊急措置法施行令の一部改正についての
諮問及び答申 67ページ
- 資料 2-2-5 : 国民生活安定緊急措置法施行令の一部改正についての
諮問及び答申 70ページ
- 資料 2-2-6 : 食品表示基準の一部改正に係る諮問及び答申 . . 73ページ
- 資料 2-2-7 : 食品表示基準の一部改正に係る諮問及び答申 . . 83ページ
- 資料 2-2-8 : 特定保健用食品の表示許可に係る答申品目一覧
. 91ページ

資料 2-2-9 : 家庭用品品質表示法に係る告示改正についての諮問及び 答申	92ページ
資料 2-2-10 : 賠償負担金・廃炉円滑化負担金の算入に伴う電力託送 料金変更案の算定に関する消費者委員会意見	94ページ
資料 2-2-11 : いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題に ついでる建議」に対する実施状況報告	101ページ

消費者委員会の権限規定について

【企画立案】

令和3年2月17日最終更新

権限内容	根拠規定	概要			
基本的・横断的事項	建議・調査審議	消費者庁及び消費者委員会設置法第6条第2項第1号	消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について自ら調査審議し、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議する。		
	調査審議	消費者庁及び消費者委員会設置法第6条第2項第2号	消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、調査審議する。		
	資料の提出要求等	消費者庁及び消費者委員会設置法第8条	消費者委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。		
	基本方針等の策定	消費者基本法 第27条第3項	消費者政策会議が消費者基本計画の案を作成しようとするとき、当該基本計画等の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするときは、消費者委員会の意見を聴かなければならない。		
		消費者安全法 第6条第4項	消費者安全の確保に関する基本的な方針（基本方針）を定めようとするときは、内閣総理大臣は消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴かなければならない。		
		消費者安全法 第7条第2項、第3項	都道府県知事より基本方針の変更の提案があったときは、内閣総理大臣は消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴いて、基本方針の変更を判断しなければならない。		
		消費者教育推進法第9条第5項	内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ消費者教育推進会議及び消費者委員会の意見を聴かなければならない。		
		食品安全基本法 第21条第2項	内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成しなければならない。		
	個別事項	意見聴取	表示基準等の策定	食品表示法 第4条第2項	内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
				食品衛生法 第19条第1項	内閣総理大臣は、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供し又は営業上使用する容器包装等の表示の基準を定めることができる。
JAS法 第59条第3項				内閣総理大臣は、飲食物品以外の農林物資の品質の表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ消費者委員会に意見を聴かなければならない。	
家庭用品品質表示法 第11条				内閣総理大臣は、家庭用品ごとに表示の標準となるべき事項を定め、又は変更しようとするときは、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
景品表示法 第3条、第6条第1項				内閣総理大臣は、①表示・景品類の指定等、②景品類の制限・禁止等、③優良・有利誤認表示以外の不当表示の指定等をしようとするときは、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
景品表示法 第26条第3項				内閣総理大臣は、事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
政令の制定等		特定商品預託法 第11条の2	内閣総理大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。		
		特定商取引法 第64条第1項、第2項	主務大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。		
		割賦販売法 第36条第2項	主務大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会及び消費者委員会に諮問しなければならない。		
議決		住宅品質確保法 第3条第4項	国土交通大臣及び内閣総理大臣は、日本住宅性能表示基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣にあっては社会資本整備審議会の議決を、内閣総理大臣にあっては消費者委員会の議決を、それぞれ経なければならない。		
その他	国民生活安定緊急措置法 第27条第1項、第2項	消費者委員会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。消費者委員会は、当該重要事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べることができる。			
	公益通報者保護法 第11条第5項	内閣総理大臣は、事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。			

【執行】

権限内容	根拠規定	概要
勧告・報告徴収	消費者安全法 第43条第1項、第2項	消費者委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができ、また、勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。
意見聴取	消費者安全法 第40条第7項	内閣総理大臣が、重大生命身体被害あるいは多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認め、事業者に対して命令をしようとするとき等には、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
	消費者安全法 第41条第3項	内閣総理大臣が六月以内の期間を定めて商品等の譲渡、引渡し、使用することを禁止・制限しようとするとき等には、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
	家庭用品品質表示法 第11条	内閣総理大臣は、表示に関する命令をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。

消費者委員会委員名簿

(令和2年8月31日現在)

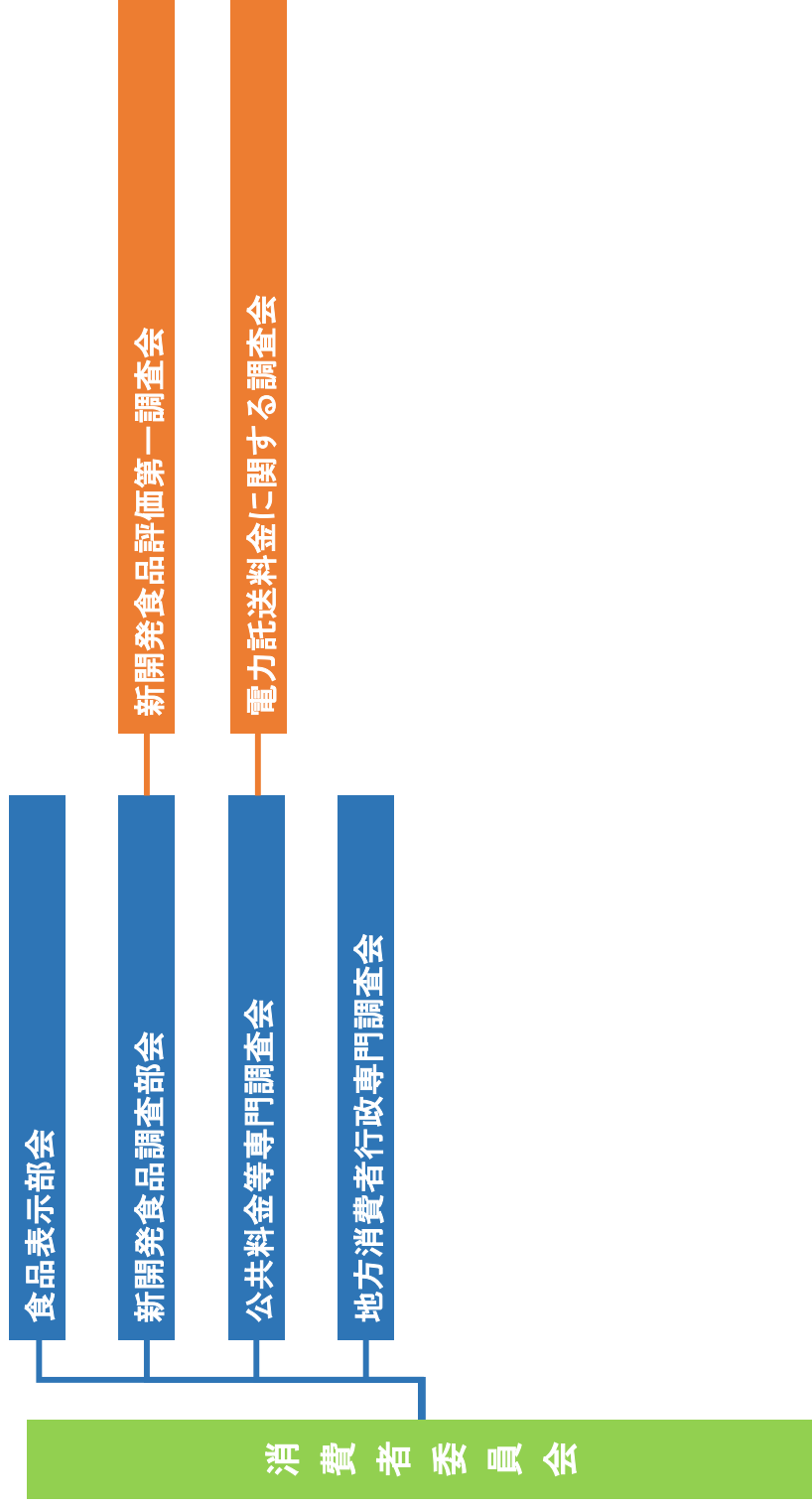
生 駒 芳 子	ファッション・ジャーナリスト、伝統工芸開発プロデューサー
受 田 浩 之	高知大学理事、副学長
大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー ・コンサルタント・相談員協会代表理事・副会長
○ 片 山 登志子	弁護士
柄 澤 康 喜	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 取締役会長 三井住友海上火災保険株式会社取締役会長
木 村 たま代	主婦連合会事務局長
清 水 かほる	公益社団法人全国消費生活相談員協会中部支部長
新 川 達 郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
丸 山 絵美子	慶應義塾大学法学部教授
◎ 山 本 隆 司	東京大学大学院法学政治学研究科教授

以上10名

(五十音順・敬称略)

- (注) 1. ◎は委員長、○は委員長代理。
2. 大石美奈子委員、丸山絵美子委員、山本隆司委員は、衆・参の附帯決議の趣旨を踏まえ、常勤的に勤めることが可能になるように人選した委員である

消費者委員会の審議体制（第6次）



(注) 上記に記載していない専門調査会についても必要に応じて随時立ち上げ。

令和2年8月末現在

消費者委員会食品表示部会 委員名簿

(部会長)	受 田 浩 之	高知大学理事、副学長
(部会長代理)	柄 澤 康 喜	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社取締役会長、三井住友海上火災保険株式会社取締役会長
	青 木 英 紀	日本チェーンストア協会食品委員会委員
	安 達 玲 子	国立医薬品食品衛生研究所生化学部第三室長
	石 川 純 子	公益社団法人消費者関連専門家会議事務局
	今 村 知 明	奈良県立医科大学公衆衛生学講座教授
	澤 木 佐 重 子	公益社団法人全国消費生活相談員協会食の研究会代表
	下 浦 佳 之	公益社団法人日本栄養士会専務理事
	菅 聡 一 郎	弁護士
	宗 林 さ お り	独立行政法人国民生活センター理事
	田 中 弘 之	東京家政学院大学人間栄養学部教授
	戸 谷 亨	一般社団法人日本農林規格協会会長
	前 田 え り	NPO法人アレルギーの正しい理解をサポートするみんなの会理事
	松 永 和 紀	科学ジャーナリスト
	宮 崎 親	全国保健所長会副会長
	渡 邊 健 介	一般財団法人食品産業センター参与

(令和2年8月31日現在)

以上16名

消費者委員会 新開発食品調査部会
委員名簿

(部会長)	受 田 浩 之	高知大学理事、副学長
(部会長代理)	木 村 た ま 代	主婦連合会事務局長
	石 見 佳 子	東京農業大学農生命科学研究所教授
	今 村 知 明	奈良県立医科大学公衆衛生学講座教授
	北 嶋 聡	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター 毒性部長
	木 戸 康 博	甲南女子大学医療栄養学部医療栄養学科教授
	大 道 不 二 子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協 会東日本支部食部会代表
	多 賀 昌 樹	和洋女子大学家政学部准教授
	竹 内 淑 恵	法政大学経営学部教授
	田 中 弘 之	東京家政学院大学人間栄養学部教授
	前 田 え り	NPO法人アレルギーの正しい理解をサポートするみんなの 会理事長
	松 永 和 紀	科学ジャーナリスト
	松 藤 寛	日本大学生物資源科学部教授
	吉 池 信 男	青森県立保健大学健康科学部教授
	吉 田 博	東京慈恵会医科大学附属柏病院副院長・教授

(令和2年8月31日現在)

以上15名

消費者委員会 新開発食品調査部会 新開発食品評価第一調査会
委員名簿

(座長)	石 見 佳 子	東京農業大学農生命科学研究所教授
(座長代理)	北 嶋 聡	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター 毒性部長
	稲 野 彰 洋	福島県立医科大学附属病院臨床研究センター特任教授
	上 原 万 里 子	東京農業大学応用生物学部教授
	佐 藤 恭 子	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部長
	都 築 毅	東北大学大学院農学研究科准教授
	八 村 敏 志	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
	山 内 淳	東京農業大学国際食料情報学部教授
	山 岡 和 枝	帝京大学大学院公衆衛生学研究科客員教授
	脇 昌 子	静岡市立静岡病院病院長補佐兼内分泌・代謝内科主任科 長、 京都大学医学部臨床教授

(令和2年8月31日現在)

以上10名

消費者委員会 公共料金等専門調査会 委員名簿

令和2年8月31日現在

	氏名	所属
(座長)	野村 宗訓	関西学院大学経済学部教授
(座長代理)	若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授
	浦郷 由季	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
	古賀 真子	特定非営利活動法人コンシューマネット・ジャパン理事長
	白山 真一	上武大学ビジネス情報学部教授・公認会計士
	寺田 一薫	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授

以上7名

※ なお、消費者委員会の大石美奈子委員、新川達郎委員が、公共料金等専門調査会の担当委員として、調査審議に参画する。

電力託送料金に関する調査会 委員名簿

令和2年8月31日現在

	氏名	所属
(座長)	野村 宗訓	関西学院大学経済学部教授
(座長代理)	若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授
	浦郷 由季	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
	古賀 真子	特定非営利活動法人コンシューマネット・ジャパン理事長
	後藤 美香	東京工業大学環境・社会理工学院教授
	白山 真一	上武大学ビジネス情報学部教授・公認会計士
	寺田 一薫	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授

以上7名

※ なお、消費者委員会の大石美奈子委員、新川達郎委員が、電力託送料金に関する調査会の担当委員として、調査審議に参画する。

地方消費者行政専門調査会 委員名簿

(座長)	新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
(座長代理)	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	池本 誠司 ※	弁護士
	伊集 守直	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
	大森 節子	NPO 法人 C・キッズ・ネットワーク理事長
	尾嶋 由紀子	公益社団法人全国消費生活相談員協会常務理事
	首藤 英里子	千葉県生活協同組合連合会会長理事
	西田 佳史	東京工業大学工学院教授
	八木 洋介	株式会社 people first 代表取締役
	山田 啓二	京都産業大学法学部教授

以上 10 名（敬称略）

※第 25 回より。なお、第 20 回～第 24 回には、第 5 次消費者委員会委員として出席。

(令和 2 年 8 月 31 日現在)

第 6 次消費者委員会 開催実績（令和元年 9 月～令和 2 年 8 月）

	日 付	議 題
令和元年		
第 309 回	9 月 3 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・宮腰内閣府特命担当大臣御挨拶 ・消費者委員会委員紹介 ・委員長の互選 ・その他（消費者委員会の下部組織について）
第 310 回	10 月 4 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・大塚内閣府副大臣御挨拶 ・「第 4 期消費者基本計画の構成(案)」に関する意見募集の結果について
第 311 回	12 月 13 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・行動経済学「ナッジ」の活用に向けた取組状況について ・その他
第 312 回	12 月 25 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・行動経済学の消費者政策への活用について ・消費者志向経営の推進に向けた取組について ・第 4 期消費者基本計画素案について

	日 付	議 題
令和 2 年		
第 313 回	1 月 9 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会における検討事項や今後の進め方等について ・消費者契約法改正に向けた専門的技術的側面の研究会報告書に関する意見募集の結果について
第 314 回	1 月 24 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会最終報告書について ・その他
第 315 回	1 月 30 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・次期消費者基本計画案及び工程表策定に向けての意見について ・その他
第 316 回	2 月 13 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の策定に向けた検討状況について
第 317 回	3 月 9 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活安定緊急措置法施行令の一部改正について

	日 付	議 題
令和2年		
第318回	3月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・「モバイル市場の競争環境に関する研究会最終報告書」及び「電気通信サービスに係る消費者保護ルールに関する最近の取組」について ・第4期消費者基本計画案について ・「いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題についての建議」に係る実施状況について ・公益通報者保護法の一部を改正する法律案について ・その他
第319回	4月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者委員会運営規程の一部改正について
第320回	5月13日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画工程表の素案について ・その他
第321回	5月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活安定緊急措置法施行令の一部改正について
第322回	5月29日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品品質表示法の告示改正について ・消費者基本計画工程表素案に対する意見について
第323回	6月12日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者白書について ・その他
第324回	6月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画工程表(案)について ・「悪質なお試し商法」に関する意見(案)について
第325回	7月31日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者委員会の下部組織について ・その他
第326回	8月20日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活安定緊急措置法施行令の一部改正について
第327回	8月28日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償負担金・廃炉円滑化負担金の算入に伴う電力託送料金変更案の算定について ・地方消費者行政専門調査会報告書及び意見案について